

当社における新型コロナウイルス感染者の発生（1月17～24日）について

1月17日～24日の間、当社で勤務している社員で、PCR検査の結果、6名の陽性が判明致しました。現地では、保健所からの指示はありませんが、社内で濃厚接触の疑いがある社員については、順次PCR検査を実施中です。尚、事務所内では、感染者の机及び周辺の消毒作業を実施しております。引き続き、以下、従来からの感染防止対策を徹底し、操業の維持に努めて参ります。

1. 日常対策

- ①日常における不要不急の外出自粛。
- ②取引先との会食は必要最低限に留め、利用店が感染症対策を徹底していることを事前確認。
- ③社内での懇親会等は原則禁止。
- ③不急の出張や研修等については、原則自粛。
- ④人込みに出るときや公共交通機関を利用時は、飛沫感染防止の観点からマスクを着用。
- ⑤こまめな石鹸手洗い、アルコール消毒、うがいの励行。勤務中は、手元の机・PC類を適宜消毒。
- ⑥事務所及び通勤バスの常時喚気と不必要な会話の自粛。
- ⑦会議、ミーティングの際はマスクを着用し、対面での間隔を1m以上空け、密状態を防止。
- ⑧食堂利用時は、各テーブル横並び2列までとし、利用前に手指消毒。
- ⑨規則正しく健康的な生活の維持（睡眠をしっかり取る等）。
- ⑩全社員の自宅での出社前検温（微熱を含め風邪の兆候ありの場合、自宅待機）。
- ⑪本人及び家族に対するワクチン接種を推奨し、接種日は特別休暇を適用する。接種後に体調不良等の副反応が出た場合も、特別休暇を適用可とする。
- ⑫1月21日～蔓延防止等重点措置が解除されるまでの期間、可能な範囲での在宅勤務・時短勤務、車通勤奨励を実施します。

2. 本人又は家族の感染が確認された、若しくは感染が疑われる場合の対応

- ①本人または家族に、発熱、咳、倦怠感、呼吸困難に加え、味覚障害、嗅覚障害といった新型コロナウイルス特有の症状がみられる場合は出社を控え、まず各地域の相談窓口に電話相談し、結果を会社に連絡する。
- ②本人又は家族の感染が判明した場合は、家族全員の陰性が確認され医療関係者より許可がおりるまで、原則自宅待機とする。

3. 就業中に感染が疑われる症状が出た場合の対応

《本人の対応》

上記2.の症状が会社で出た場合は、直ちに帰宅する。

帰宅後、各地域の相談窓口に電話相談の上、その指示に従い、会社へ結果を連絡する。

《会社の対応》

本人及び両隣の机、椅子、PC、電話、周辺ドアノブ等を、十分にアルコール消毒実施する。

以上